増圧装置設置に関する維持管理誓約書

尾道市上下水道事業管理者　様

令和　　　年　　　月　　　日

申請者

住所

氏名

管理責任者

住所

氏名

直結増圧給水について、下記事項を遵守することを誓約します。

1. 使用者への周知

増圧装置について、次のような特徴を理解し使用者に周知徹底させるとともに、増圧装置についての苦情等を上下水道局に一切申し立てません。

1. 停電や故障等により増圧装置が停止し、断水や濁水が生じる場合があること。
2. 貯留機能がないため、配水管工事等の際に断水すること。
3. 増圧装置が停止した際、非常用共用給水栓が使用できる。（※設置した場合）
4. 定期点検等
5. 増圧装置および減圧式逆流防止器等の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回の定期点検を行うとともに、必要の都度保守点検または修繕を行います。
6. 故障等により断水が生じた場合に、速やかに復旧できるよう管理委託業者との間に、緊急連絡網等を作成し速やかに対処します。
7. 故障等により漏水が発生した場合、水道料金について異議申し立ては致しません。
8. 損害の補償

増圧装置に起因して逆流または漏水が発生し、上下水道局もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って保障します。

1. 管理者等の変更

増圧装置の所有者および管理責任者等に変更が生じたときは、これらの誓約事項について十分説明し継承するとともに、速やかに新たな「増圧装置設置に関する維持管理誓約書」を上下水道局に提出します。

1. 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、紛争等が生じた場合については、当事者間で解決し、上下水道局に一切迷惑をかけません。